

町会掲示板設置等助成事業のご案内（令和5年度）

町会・自治会掲示板の新設、改築、修繕、移設、撤去にかかる費用の一部を助成します。

《令和5年度の申請について》

町会掲示板設置等助成につきましては、予算額を大きく上回るご要望をいただいております、なるべく多くの町会にご利用いただくために、昨年度に引き続き本年度の申請についても各町会1基（新設・改築・修繕・移設・撤去のいずれか）とさせていただきます。

なお、緊急に修繕等が必要となった場合は、別途ご相談ください。

ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 予算額 200万円

2. 助成種別と助成額（1基あたり）

種別	工事内容	助成額
新設	① 道路、私有地に自立式で設置する (1) 道路（国道・都道・区道）は、占用許可が必要です。 ※国道・都道の場合は設置基準が厳しくなっています。 (2) 私有地は所有者との協議が必要です。協議書を取り交わす場合は区にひな形があります。 ※近年、土地所有者の相続問題で撤去を求められた例もありますので、十分協議してください。	工事費用等の 1/2 上限7万円
	② フェンス・塀等に壁掛け式で設置する	
改築	設置場所・設置方法は変えずに、新しい掲示板にする	
修繕	掲示板の外枠は変えずに、板等を交換する	上限 2万円
移設	現存の掲示板を移動して設置する	
撤去	掲示板を撤去・処分する ※「掲示板が古くなって危険なので撤去したい」「私有地に立てられた掲示板で、土地所有者から撤去を求められた」等、新たに設置はせず掲示板を廃棄する場合はその費用	実費が2万円に満たない場合はその費用

3. 助成の流れ

内 容	説 明
助成の申出	<p>設置場所を決めて地域振興グループにご連絡ください。</p> <p>※場合によっては、地域振興グループ職員が、助成を希望する掲示板の現場確認に伺います。その際は、町会ご担当者の立ち合いをお願いします。</p> <p>【ご確認ください】</p> <p>(1) 町会内で設置について合意済みですか？</p> <p>(2) 設置場所が道路上の場合、交差点や信号・道路標識、駐車場の出入り口近くなどで、掲示板の設置により、交通に支障が出る場合は設置が認められません。</p> <p>(3) 道路上の設置でも、設置場所の近隣の方と設置について了承済みですか？</p> <p>(4) 私有地の場合は土地所有者の方と合意済みですか？</p> <p>(5) 修繕・移設・撤去の場合、対象掲示板は町会所有の掲示板ですか？</p> <p>【留意事項】</p> <p>新設・移設の場合は区で道路占用の許可の手続きをします。区道は早めに手続きが済みませんが、都道・国道については、現在、未許可の掲示板が多く設置されており、国及び東京都と調整をしているため、新設はお待ちいただいている状況です。</p>
申請書の提出	<p>【提出書類】</p> <p>① 申請書</p> <p>② 掲示板設計図</p> <p>③ 掲示板設置箇所図（地図に設置箇所を記したもの）</p> <p>④ 見積書の写し</p> <p>⑤ 設置場所の写真（新設、移設の場合のみ）</p> <p>⇒後日、区より「交付決定通知書」を送付します。</p> <p>※工事終了後に提出していただく「実績報告書」「口座振替依頼書」「委任状」も同封します。</p>
工事開始	<p>「交付決定通知書」が届きましたら、工事を開始してください。</p>
工事終了後 報告書の提出	<p>【提出書類】</p> <p>① 実績報告書</p> <p>② 領収書の写し</p> <p>③ 完成した掲示板の写真</p> <p>⇒後日、区より「交付確定通知書」の送付及び助成金の交付をします。</p> <p>※助成金の振込は、おおむね1か月程度かかります</p>

【参考】 掲示板種別と新築時参考価格

	アクリル引戸付	引戸なし
自立式 (脚付き)	 <p>137,000 円</p>	 <p>80,300 円</p>
壁掛式	 <p>93,500 円</p>	 <p>35,200 円</p>

※なお、修繕等における過去実績の平均額は 20,000 円程度となっております。

【問い合わせ先】 区民活動推進課 3981-0479
 東部区民事務所 3915-2334
 西部区民事務所 4566-4022